

# 四半期報告書

(第11期第1四半期)

自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日

株式会社新生銀行

(E03530)

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

第3 設備の状況	27
----------	----

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	28
(2) 新株予約権等の状況	29
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	60
(4) ライツプランの内容	60
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	60
(6) 大株主の状況	60
(7) 議決権の状況	61

2 株価の推移	62
---------	----

3 役員の状況	62
---------	----

第5 経理の状況	63
----------	----

## 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	64
(2) 四半期連結損益計算書	66
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	67

2 その他	85
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	85
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 当麻 茂樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行ららぽーと支店 （千葉県船橋市浜町二丁目1番1号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

		平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成22年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成21年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	百万円	155,644	123,113	566,343
経常利益(△は経常損失)	百万円	△4,140	16,147	△72,659
四半期純利益	百万円	5,172	13,877	—
当期純損失	百万円	—	—	140,150
純資産額	百万円	797,457	639,524	634,954
総資産額	百万円	12,249,324	10,947,087	11,376,767
1株当たり純資産額	円	300.62	236.82	232.72
1株当たり四半期純利益金額	円	2.63	7.06	—
1株当たり当期純損失金額	円	—	—	71.36
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	-	-	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	-
自己資本比率	%	4.8	4.2	4.0
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	665,426	△195,931	958,266
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△973,609	432,156	△1,063,336
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△13,863	△3,113	△43,948
現金及び現金同等物の四 半期末(期末)残高	百万円	161,234	567,331	334,238
従業員数	人	6,970	6,066	6,116

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- なお、1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

当行グループは、事業に関するセグメントの見直しを行い、大きくは法人・商品部門、個人部門及び経営勘定／その他に区分けし、さらに法人・商品部門と個人部門は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントとしております。詳細は、「第一部 企業情報」「第5 経理の状況」「1 四半期連結財務諸表」「セグメント情報等」をご参照ください。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	6,066 [2,067]
---------	------------------

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	1,594 [273]
---------	----------------

(注) 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2【事業等のリスク】

当行は、前連結会計年度の有価証券報告書において、「事業等のリスク」として当行及び当行グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項、及び必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項でも投資者の投資判断上重要であると考えられる事項（1から35まで）について記載いたしました。

本四半期報告書においては、同有価証券報告書提出日以降、同有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項（24、30）について、以下のように記載いたします。変更点に関しては\_\_罫で示しております。また、当該事項の変更点の前後について一部省略しております。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本四半期報告書提出時現在において判断したものであります。

#### 24. 金融機関に対する監督官庁による広範な規制について

近年、わが国の金融サービス市場においては大幅な規制緩和が実施されていますが、当行は依然として、金融機関としての広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けます。さらに、当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追うことができません。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁もしくはその他の政府機関により検査を受けております。関連法規及び規制の遵守を怠った場合には、当行又は当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令の規定に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分を受けることなどにより、当行又は当行のそれらの関係会社の業務に制限を受けたり、評価が悪化することがあります。

(中略)

さらに、当行は、経営健全化計画に係る平成19年3月期、平成21年3月期及び平成22年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離したことなどから、それぞれ平成19年6月28日、平成21年7月28日及び平成22年6月30日に金融庁から業務改善命令を受けました（業務改善命令の詳細については、下記30.をご参照ください）。

(後略)

#### 30. 当行の経営に対する政府の影響力について

(前略)

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直しするよう義務づけられました。当行は、平成19年3月期において、子会社であるアプラスの優先株式の減損と当社普通株式への投資損失引当金の計上並びに当時関連会社であったシンキの普通株式への投資損失引当金の計上等を主因として、当期純損失419億円を計上いたしました。この結果、当行が平成17年8月に提出した経営健全化計画における平成19年3月期当期純利益計画730億円を大きく下回ることとなり、当行は、平成19年6月28日に金融庁から業務改善命令を受けました。同命令により、当行は、業務改善計画書の提出、及びその後平成19年9月期を初回として同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、四半期ごとに実施状況を報告することを求められました。これを受けて、当行は、平成19年7月27日に業務改善計画を提出し、また、当該計画の内容を反映した新たな経営健全化計画を平成19年8月に提出いたしました。また、平成21年3月期においても、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスに対する投資有価証券の減損処理などから、単体実質業務損失が653億円、単体当期純損失が1,570億円となり、経営健全化計画を大幅に下回る結果となったことから、平成21年7月28日に金融庁から業務改善命令を受けました。このため、平成21年9月に両業務改善命令に基づく業務改善計画を提出し、さらに平成21年10月30日に同計画の内容を盛り込んだ経営健全化計画を提出いたしました。続けて、平成22年3月期決算において、国内不動産関連投資や海外アセットバック投資を中心とした過去に投資したリスク資産の処理などを実施した結果、単体当期純損失が476億円となり、経営健全化計画を大幅に下回る結果となったことから、平成22年6月30日に金融庁から業務改善命令を受けました。今回の業務改善命令に基づく業務改善計画を提出した後、その内容を反映した経営健全化計画の修正計画を提出する予定であります。当行は、同計画を達成するよう、より一層、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいり所存ですが、これが達成されないときはさらなる行政処分を受ける可能性があります。

(後略)

### 3【経営上の重要な契約等】

平成22年5月14日、当行は、当日開催の取締役会において、当行と株式会社あおぞら銀行との間で平成21年7月1日に締結した、両行の合併に向けた統合契約の解消について決議いたしました。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### 〔金融経済環境〕

当第1四半期（平成22年4月1日～平成22年6月30日）において、日本経済は、個人消費に持ち直しの兆しが見られ、さらに設備投資の下げ止まり、アジア向けを中心とした輸出の増加、企業収益の改善等、概ね回復基調にありました。しかしながら、依然として厳しい雇用情勢、デフレ状況の進行、さらにギリシャの財政危機に端を発した欧州諸国の財政・経済や金融システムへの懸念の高まり及び米国経済の回復の遅れ等の海外要因を含め、景気を下押しするリスクが存在しており、先行きに対する懸念は払拭できておりません。

以上のような状況にあって、まず、為替相場においては、欧米経済の先行き懸念でユーロ及びドルが下落する一方、安全資産として円が買われ、6月末には、円・ユーロ相場では108円台（3月末比20円弱の円高）、円・ドル相場では88円台（同比約5円の円高）となり、以降も円高に振れるリスクを意識した展開となっております。次に、国内金利の動向については、国内長期金利（10年国債利回り）は、当初は1.3%から1.4%の間で推移していましたが、円高・株価低迷の中にあつて、円債市場に資金が流入し、6月後半には1.1%前後で推移いたしました。一方、短期金利は引き続き低水準で推移しております。さらに、日経平均株価は、欧米の株価が下落傾向にあつたことや円高による輸出鈍化懸念等を受け、6月末の終値は9,382円64銭となり、3月末比1,700円余り下落しました。

### 〔事業の経過及び成果〕

#### （中期経営計画の策定）

当行は、今後の当行の目指すべき方向として、本年度から平成25年3月期までを対象期間として、「中期経営計画」を策定し、平成22年6月23日に新たな経営体制が発足したことに伴い、同計画の詳細を発表いたしました。

同計画は、過去2期連続で多額の損失を計上するに至った経緯に対する反省を踏まえながら、これまで進めてきた一連の改革を一層強化・加速し、「顧客基盤の再構築」と「収益の安定化」に注力することを基本コンセプトとしております。そして、これを実現するため、経営管理の強化に取り組むとともに、公的資金注人行として、また日本の銀行としての役割期待を忠実に果たすべく、緊張感を持って業務を遂行してまいります。

#### （各業務部門の状況）

まず、法人向け業務や子会社の昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）などによるコマーシャルファイナンスを展開する法人・商品部門においては、特に法人向け業務では、お客さまを中心とした商品・サービスの提供に注力する一方、リスクの高い海外投融資・不動産投資の削減にも努めました。また、平成22年8月には、中堅・中小企業の再生を支援するために「企業サポート部」を新設する予定であり、加えて企業再生支援投資子会社の設立を検討しております。今後、対顧業務を中心とするコア業務と自己勘定投資を中心とするノンコア業務を明確に区分し、コア業務への経営資源の集中とノンコア業務の整理・縮小を推進します。このうち、コア業務において、事業法人営業においては、いままでの顧客基盤に加えて、中堅企業を中心として各社の再生や成長に向けたサポートを推進すること等を通じて、顧客基盤の拡大を図ってまいります。また、金融法人営業・公共法人営業においても、顧客との関係強化や適切なソリューションの提供を行うとともに、不動産ファイナンスや他のコア業務においては、当行の強みを活かしながら収益力を向上させてまいります。加えて、昭和リースにおいては、リースを中心に、中小企業に対する金融仲介機能を着実に果たしてまいります。

次に、リテールバンキングとコンシューマーファイナンスを展開する個人部門においては、リテールバンキングでは、引き続き各種預金・投信・保険等幅広い金融商品を提供するとともに、コンパクトな店舗において資産運用相談サービスを提供する「新生コンサルティングスポット」を展開する等、顧客利便性の向上に努めております。このような施策の効果もあつて、個人のお客さまからの預金は安定的に推移しており、当行の調達基盤の確立にも大いに貢献しております。今後は、軽量店舗の展開等による販売チャネルの拡大、住宅ローン業務の強化、資産運用商品・サービスの一層の向上等により、新規顧客の獲得等と収益性の向上に努めてまいります。

また、コンシューマーファイナンスについては、平成22年6月18日から改正貸金業法が完全施行となるなど、厳しい環境下にはありますが、本件法改正にも十分対応できるように、引き続き当行グループとしての収益力・競争力の向上に向けた施策を講じております。このうち、平成22年4月1日より事業持ち株会社に移行した株式会社アプラスフィナンシャル（以下「アプラスフィナンシャル」）は、当行のカードローンである「新生銀行スマートカードローン」の保証を行っておりますが、平成22年7月1日より同カードローンの適用金利の引き下げを行うことでより多くのお客さまにご利用いただけるようにいたしました。また、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）及び本年3月にその子会社となった株式会社シンキについても、より一体的な運営の推進と競争力の強化に努めております。今後とも、個人無担保ローン業務、割賦業務をはじめとして、各業務における効率化、収益性の向上及び適正なリスク管理に努めてまいります。

#### 〔経営管理体制の刷新〕

当行は、平成22年6月23日の定時株主総会の終結時をもって定款を変更し、従来の委員会設置会社から監査役会設置会社に経営体制を移行いたしました。本件移行により、取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、監査役・監査役会に取締役会に対する監査・監督機能を担わせることにより、経営判断の機動性を確保しつつ業務執行を適切に行うよう、チェック・アンド・バランスをより重視してまいります。また、従来同様に迅速な経営の意思決定を実現するため、新たに執行役員制度を導入し、各業務部門の長として執行役員を配置しております。

今後、新しい経営陣による新たな経営管理の枠組みの下で、ガバナンス体制の充実に努めてまいります。

#### 〔業務改善命令について〕

当行は、平成20年度決算の収益実績が経営健全化計画の目標値と大きく乖離したことから金融庁より業務改善命令を受け、業務再構築に向けた諸施策を実施してまいりました。しかしながら、平成21年度決算において、国内不動産投融資やアセットバック投資を中心とした過去に投資したリスク資産の処理などを実施した結果、単体当期純損失が476億円となり、経営健全化計画の目標値を大幅に下回ることになったことから、平成22年6月30日に金融庁から業務改善命令を受けました。

当行といたしましては、経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であり、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、新たな業務改善計画を策定の上、経営健全化計画の達成に向け、全行が一丸となって取り組んでまいります。

### (1) 業績の状況

#### <連結経営成績>

上記のような状況にあつて、当行の当第1四半期における連結経営成績は以下の通りとなりました。

当第1四半期においては、経常収益は1,231億円（前第1四半期比325億円減少）、経常費用は1,069億円（同比528億円減少）となり、経常利益は161億円（前第1四半期は経常損失41億円）となりました。

このうち、資金利益は、貸出金の減少等により前第1四半期比で減少し、一方、非資金利益（ネットの役員取引等利益、特定取引利益、その他業務利益）は、トータルでは若干減少はしておりますが、金融市場が比較的安定を取り戻しつつある中、相応の収益を確保しております。次に、与信関連費用については、前連結会計年度に積極的な処理を行ったこと、景気が概ね回復基調にあったこと等から、前第1四半期に比べて減少いたしました。加えて、人件費・物件費といった経費については、従前からの合理化効果及び厳正な経費管理の継続により、引き続き減少しております。

また、特別損益は概ね均衡となっており、さらに法人税等合計2億円（益）、少数株主利益25億円（損）を計上した結果、当第1四半期の四半期純利益は138億円（同比87億円増加）となりました。

これをセグメント別にみると、法人・商品部門では、法人営業本部、クレジットトレーディング等を含めたプリンシパルトランザクションズ本部、キャピタルマーケットズの業務をはじめとして、概ね順調に推移しており、また、昭和リースにおいては、引き続き安定した業績を維持しております。

さらに、個人部門では、リテールバンキング本部においては、引き続き黒字を維持しており、また、コンシューマーファイナンス本部の各子会社においては、貸金業法改正の影響から貸出が伸びず、資金利益の減少を余儀なくされましたが、引き続き業務の効率化を推進する等の施策を講じていることから、概ね順調に推移いたしました。

なお、経営勘定／その他には、資本調達・劣後調達に関する損益、経営勘定経費及び経営勘定与信費用が含まれております。

詳細は、「第一部 企業情報」「第5 経理の状況」「1 四半期連結財務諸表」「セグメント情報等」をご参照ください。

<連結財政状態>

当第1四半期末における連結財政状態につきましては、総資産は10兆9,470億円（前連結会計年度末比4,296億円減少）、純資産は6,395億円（同比45億円増加）となりました。

主要な勘定残高につきましては、貸出金は、資金需要の低迷等の影響から4兆7,725億円（同比3,912億円減少）となりました。また、有価証券は、主に国債運用分の減少により2兆8,329億円（同比4,003億円減少）となり、このうち国債残高は1兆9,898億円となっております。一方、預金・譲渡性預金については6兆964億円（同比3,789億円減少）となりましたが、当行の安定的な資金調達基盤である個人のお客さまの預金を中心に十分な水準を確保しており、また、債券・社債は6,213億円（同比506億円減少）となりました。

不良債権につきましては、金融再生法ベースの開示債権（単体）では、当第1四半期末で3,210億円（前事業年度末3,330億円）、不良債権比率は6.38%（同6.70%）となりました。

なお、銀行法に基づく連結自己資本比率（国内基準）は、当第1四半期末時点で8.97%（Tier I比率6.95%）となっております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成21年6月30日		平成22年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比 (%)	貸出金残高(百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	5,233,432	100.00	4,694,926	100.00
製造業	252,043	4.82	248,796	5.30
農業、林業	2	0.00	1	0.00
漁業	2,600	0.05	2,400	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	3,546	0.07	2,497	0.05
建設業	8,738	0.17	5,813	0.13
電気・ガス・熱供給・水道業	43,714	0.83	30,178	0.64
情報通信業	30,229	0.58	11,199	0.24
運輸業、郵便業	324,742	6.21	282,785	6.02
卸売業、小売業	127,723	2.44	97,621	2.08
金融業、保険業	782,934	14.96	922,723	19.65
不動産業	992,356	18.96	766,273	16.32
各種サービス業	301,387	5.76	261,455	5.57
地方公共団体	172,400	3.29	166,718	3.55
その他	2,191,014	41.86	1,896,461	40.40
海外及び特別国際金融取引勘定分	108,094	100.00	77,594	100.00
政府等	1,647	1.52	2,207	2.85
金融機関	-	-	2,229	2.87
その他	106,447	98.48	73,157	94.28
合計	5,341,527	-	4,772,520	-

（注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前第1四半期会計期間 (百万円)	当第1四半期会計期間 (百万円)	増減 (百万円) (B) - (A)
	(A)	(B)	(B) - (A)
業務粗利益	27,845	24,047	△3,797
金銭の信託運用損益	2,185	3,647	1,461
経費 (除く臨時処理分)	17,471	14,499	△2,972
人件費	6,421	4,632	△1,788
物件費	10,263	9,109	△1,153
税金	786	756	△30
実質業務純益	10,373	9,548	△825
うち債券関係損益	10,522	1,680	△8,842
臨時損益 (除く金銭の信託運用損益)	△11,501	△5,828	5,672
株式関係損益	△137	△70	67
不良債権処理損失	10,081	4,949	△5,131
貸出金償却	872	2,298	1,426
個別貸倒引当金純繰入額	9,195	2,651	△6,544
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	—
その他の債権売却損等	13	—	△13
その他臨時損益	△1,282	△808	473
経常利益	1,799	4,262	2,462
特別損益	8,620	201	△8,419
うち固定資産処分損益及び減損損失	△120	△326	△206
税引前四半期純利益	10,420	4,463	△5,956
法人税、住民税及び事業税	△54	△241	△186
法人税等調整額	—	—	—
四半期純利益	10,475	4,704	△5,770

(注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支＋金銭の信託運用損益

金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。

2. 実質業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、本表では業務費用から控除されているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。本表では、さらに金銭の信託運用損益を除いた金額を記載しております。

5. 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却

6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

7. 前第1四半期の貸倒引当金は全体で4,557百万円の繰入超(うち、一般貸倒引当金については4,638百万円の取崩)となっております。また当第1四半期会計期間の貸倒引当金は全体で1,195百万円の繰入超(うち、一般貸倒引当金については1,455百万円の取崩)となっております。

## 2. ROE(単体)

	前第1四半期会計期間(%)	当第1四半期会計期間(%)
実質業務純益ベース	7.17	6.89
当期純利益ベース	7.24	3.40

## 3. 預金・債券・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度(百万円) (A)	当第1四半期会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	6,824,464	6,447,338	△377,126
預金(平残)	7,224,772	6,625,424	△599,347
債券(末残)	487,513	461,689	△25,824
債券(平残)	563,152	476,702	△86,449
貸出金(末残)	4,732,858	4,473,759	△259,098
貸出金(平残)	4,750,076	4,571,795	△178,280

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

## (2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前事業年度 (百万円)	当第1四半期会計期間 (百万円)	増減 (百万円)
	(A)	(B)	(B) - (A)
個人	5,302,626	5,059,612	△243,014
法人	1,230,470	1,103,357	△127,113
合計	6,533,096	6,162,969	△370,127

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)	当第1四半期会計期間 (百万円)	増減 (百万円)
	(A)	(B)	(B) - (A)
消費者ローン残高	883,172	884,204	1,032
住宅ローン残高	882,371	883,375	1,004
その他ローン残高	800	828	27

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）及び「告示」の特例である平成20年金融庁告示第79号に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年 3 月 31 日	平成22年 6 月 30 日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	43,554	43,554
	利益剰余金	12,438	26,315
	自己株式（△）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	△741	△2,960
	新株予約権	1,672	1,598
	連結子法人等の少数株主持分	168,929	163,323
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	159,863	154,642
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	57,844	55,687
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	25,249	24,015
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	9,402	9,302
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	46,320	40,142
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	490,775	506,421	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	83,470	80,465	

項目		平成22年 3 月 31 日	平成22年 6 月 30 日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	10,991	10,877
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	257,754	243,958
	うち永久劣後債務 (注2)	38,084	33,306
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	219,670	210,652
	計	268,746	254,835
	うち自己資本への算入額 (B)	268,746	254,835
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	114,092	108,186
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	645,429	653,070
リスク・アセ ット等	資産 (オン・バランス) 項目	5,988,044	5,571,900
	オフ・バランス取引等項目	994,281	964,399
	信用リスク・アセットの額 (F)	6,982,325	6,536,300
	マーケット・リスク相当額に係る額 ( (H) / 8% ) (G)	164,321	164,577
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	13,145	13,166
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (J) / 8% ) (I)	575,453	575,453
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	46,036	46,036
	信用リスク・アセット調整額 (K)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—	—
	計 ( (F) + (G) + (I) + (K) + (L) ) (M)	7,722,100	7,276,331
連結自己資本比率 (国内基準) = E/M × 100 (%)		8.35	8.97
(参考) Tier 1 比率 = A/M × 100 (%)		6.35	6.95

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成22年 3 月 31 日	平成22年 6 月 30 日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	43,558	43,558
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	11,035	11,035
	その他利益剰余金	95,773	100,478
	その他	159,863	154,642
	自己株式（△）	72,558	72,558
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	1,672	1,598
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	9,337	9,257
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	51,246	44,540
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	655,057	661,253	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	83,470	80,465	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	159,863	154,642	

項目		平成22年 3 月31日	平成22年 6 月30日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	2,893	3,607
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	257,754	243,958
	うち永久劣後債務 (注2)	38,084	33,306
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	219,670	210,652
	計	260,648	247,566
	うち自己資本への算入額 (B)	260,648	247,566
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	86,695	79,329
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	829,010	829,489
リスク・ア セット等	資産 (オン・バランス) 項目	6,518,312	6,097,994
	オフ・バランス取引等項目	389,122	379,545
	信用リスク・アセットの額 (F)	6,907,434	6,477,540
	マーケット・リスク相当額に係る額 ( (H) / 8% ) (G)	156,668	155,808
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	12,533	12,464
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (J) / 8% ) (I)	177,712	177,712
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	14,217	14,217
	信用リスク・アセット調整額 (K)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—	—
	計 ( (F) + (G) + (I) + (K) + (L) ) (M)	7,241,815	6,811,062
単体自己資本比率 (国内基準) = E/M × 100 (%)		11.44	12.17
(参考) Tier 1 比率 = A/M × 100 (%)		9.04	9.70

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(\*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	653百万米ドル	481百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance III (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	15,900百万円	20,100百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.0%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance III (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance IV (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成26年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	2,500百万円	6,600百万円
払込日	平成21年3月30日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成31年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.0%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成26年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance IV (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Shinsei Finance V (Cayman) Limited	
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	4,000百万円	5,000百万円
払込日	平成21年10月2日	同左
配当支払日	毎年7月23日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	同左
配当率	平成27年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年5.5%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。	変動配当率（円LIBOR（12ヶ月物）+4.55%）が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance V (Cayman) Limited	
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌年度以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

- (注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定  
更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定  
清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始  
民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定  
支払不能事由：①債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。  
②債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。  
政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。
2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。
3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,122	1,035
危険債権	2,157	2,121
要管理債権	51	53
正常債権	46,371	47,103

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金等の減少に対して、預金、債券貸借取引受入担保金、コールマネー等の減少により1,959億円の支出（前第1四半期6,654億円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、国債の売却を主とした有価証券の売却及び償還等による収入が、取得を上回ったこと等から4,321億円の収入（同9,736億円の支出）、また財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の買戻しに係る支出等により31億円の支出（同138億円の支出）となりました。

現金及び現金同等物の残高は、前第1四半期連結会計期間末比4,060億円増加し、5,673億円となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前連結会計年度の有価証券報告書において当行グループの対応すべき課題として3項目を掲げました。本四半期報告書における重要な変更は次のとおりであります。

### 1. お客様のニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客様のニーズに対して、最新のITを活用した柔軟性の高いシステム基盤を活用し、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。今般、新たに、法人ならびに個人のお客様向けのビジネスへの注力を柱とし、顧客基盤の再構築と収益の安定化を目指した「中期経営計画」を策定し、それに沿って営業基盤の再構築と、財務基盤の強化に取り組んでまいります。

#### (法人・商品部門)

お客様の、従来からのニーズの中心である、貸出などに取組む法人向け営業、適切なリスク・リターン水準を確保しながら取組む不動産ファイナンス、お客さまとの取引を中心としたキャピタルマーケット、金融環境の変化を捉えながら取組むクレジット・トレーディング、付加価値の高い案件を中心とした企業買収ファイナンスなどのスペシャルティファイナンス、企業の合併・買収などの仲介をするアドバイザーなど、対顧客業務と、当行が強みを持ち、差別化可能な業務をコア業務として積極的に展開すると同時に、自己勘定による投融資などをノンコア資産として圧縮し、法人・商品部門全体の収益力の回復に取り組んでまいります。事業法人向け貸出については、中堅企業に加え中小企業との取引も推進し、顧客基盤拡大を図ります。また、公共法人との取引拡大や、地域金融機関との連携といった金融法人取引の分野もより一層の充実を図り、従来以上に営業担当と商品担当が協働しつつ、付加価値の高い金融商品・サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

#### (個人部門)

リテールバンキング業務においては、お客様のライフステージにあわせた資産運用商品・ローン商品の提供力の強化にお一層取り組むと同時に、個人のお客様の金融取引・商品にかかわるニーズに対し、あらゆるチャネルを通じて適切に対応できる提案力を強化してまいります。また、法規制の変更、市場の縮小、業界再編等、厳しい事業環境にあるコンシューマーファイナンス業務については、グループ子会社間の経営資源の有効活用やITを最大限に活用した経費構造の見直しと適切な与信費用管理に加え、リテールバンキング、子会社間の垣根を越えた、個人向け金融サービスのシームレスな展開と幅広い商品・サービスの提供により、真に信頼される個人向け総合金融サービスの確立へ向けて着実に施策を実行してまいります。

### 2. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「パーゼルⅡ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。

当行は、平成22年6月23日にコーポレート・ガバナンス体制を変更し、委員会設置会社から監査役会設置会社に移行いたしました。委員会設置会社においては、通常の業務執行の任は執行役が担い、取締役の主な責務は業務執行の監督にありましたが、監査役会設置会社への移行により、①経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、②業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会に取締役会に対する監査・監督機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立してまいります。

また、当行では、従来同様日常の業務執行の機動性を確保するため、執行役員制度を導入いたしました。取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員および各業務部門の部門長がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する経営体制の実現を図ってまいります。

当行グループは、平成21年3月期末から適用の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化と、監査機能の充実を図るとともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭にいたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

### 3. 経営健全化計画の達成

当行は、当事業年度においては、国内不動産ポートフォリオをはじめリスク資産の処理を積極的に行ったことによる損失処理により、単体実質業務純益は209億円と経営健全化計画の目標数値を上回ったものの、単体当期純損失は476億円となり、同計画の目標数値を大幅に下回る結果となりました。このため、平成22年6月に金融庁から業務改善命令を受けました。平成21年3月期においては、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスフィナンシャルに対する投資有価証券の減損処理などから、収益実績が経営健全化計画の目標値と大幅に乖離したことにより、平成21年7月にも金融庁から業務改善命令を受けております。公的資金による資本注入を受けている銀行としまして、2期連続で経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であります。修正計画を提出する予定ではありますが、今後は新たな経営健全化計画の達成に向けて、より一層、ガバナンスの強化、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいります。

（注記）3については、子会社等を含まない記述となっております。

### （4）研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 【主要な設備の状況】

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 【設備の新設、除却等の計画】

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,060,346,891	2,060,346,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、1,000株であります。
計	2,060,346,891	2,060,346,891	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(イ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,172 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,172,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li><li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li><li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li><li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。</li></ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li><li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li></ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ロ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年9月17日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	7 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき646円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき646円とし、そのうち1株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年9月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第2回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。  
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ハ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年12月2日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	25 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第3回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(二) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	250 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ホ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,476 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,476,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の行使の条件	・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(へ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,693 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,693,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ト) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	547 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	547,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (チ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	237 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	237,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(リ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	108 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヌ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	36 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・併合・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ル) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,680 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,680,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、原則として平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヲ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,840 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,840,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (ワ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	636 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	636,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(カ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	37 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヨ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,638(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,638,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至 平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> </ul>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(タ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,001(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,001,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日 至 平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(レ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	140(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき527円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至 平成29年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ソ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,921(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,921,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年6月1日至平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第20回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第20回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ツ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	609(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	609,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日至平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第21回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるとにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第21回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## (ネ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	193 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	193,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき407円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日至 平成30年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき407円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年7月1日から平成24年6月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第22回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び同日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第22回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注)4</p>

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## (ナ) 平成20年6月25日第8期定時株主総会決議及び平成20年11月12日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	64 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき221円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成22年12月1日至 平成30年11月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき221円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、平成22年12月1日から平成24年11月30日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限るものとする。ただし、第23回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会及び平成20年11月12日開催の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第23回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注)4</p>

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	2,060,346	—	476,296,960	—	43,558,337

## (6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー及びその共同保有者から、平成22年4月22日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成22年4月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当行として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333	66,457,000	3.23
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	英国SW1X 7GG、ロンドン、グロスヴェノー・プレイス40	24,321,000	1.18
キャピタル・インターナショナル・インク	アメリカ合衆国カリフォルニア州90025、ロスアンジェルス、サンタ・モニカ通り11100、15階	6,949,000	0.34
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号新丸の内ビル33階	6,135,000	0.30
合計		103,862,000	5.04

なお、キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー及びその共同保有者が平成22年7月23日付で平成22年7月15日を報告義務発生日とする大量保有報告書の変更報告書（No. 1）を提出しております。

当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333	19,452,200	0.94
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	英国SW1X 7GG、ロンドン、グロスヴェノー・プレイス40	20,903,000	1.01
キャピタル・インターナショナル・インク	アメリカ合衆国カリフォルニア州90025、ロスアンジェルス、サンタ・モニカ通り11100、15階	4,811,000	0.23
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号新丸の内ビル33階	6,135,000	0.30
合計		51,301,200	2.49

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 96,427,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,963,687,000	1,963,687	(注) 1
単元未満株式	普通株式 232,891	—	(注) 2
発行済株式総数	2,060,346,891	—	—
総株主の議決権	—	1,963,687	—

(注) 1. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,000株（議決権8個）含まれております。

2. 当行所有の自己株式が644株含まれております。

②【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	96,427,000	—	96,427,000	4.68
計	—	96,427,000	—	96,427,000	4.68

(注) 上記「①発行済株式」の「完全議決権株式（自己株式等）」の内訳であります。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高（円）	137	120	98
最低（円）	110	86	70

（注）最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役員の異動

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）及び前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）及び前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※2 655,481	※2 493,141
コールローン及び買入手形	13,928	19,129
債券貸借取引支払保証金	5,152	2,801
買入金銭債権	228,849	252,761
特定取引資産	217,954	223,279
金銭の信託	281,950	292,227
有価証券	※2 2,832,927	※2 3,233,312
貸出金	※1, ※2 4,772,520	※1, ※2 5,163,763
外国為替	17,412	10,976
リース債権及びリース投資資産	※2 208,861	※2 213,702
その他資産	※1, ※2, ※3 1,124,933	※1, ※2, ※3 863,272
有形固定資産	※2, ※4 51,537	※2, ※4 52,154
無形固定資産	※5, ※6 106,045	※5, ※6 109,953
債券繰延資産	179	176
繰延税金資産	17,299	18,969
支払承諾見返	609,780	623,786
貸倒引当金	△197,728	△196,642
<b>資産の部合計</b>	<b>10,947,087</b>	<b>11,376,767</b>

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	※2 5,812,349	※2 6,190,477
譲渡性預金	284,103	284,909
債券	457,889	483,713
コールマネー及び売渡手形	※2 180,463	※2 310,487
売現先勘定	—	※2 8,430
債券貸借取引受入担保金	※2 399,850	※2 548,479
特定取引負債	180,245	177,835
借入金	※2 1,234,327	※2 1,186,837
外国為替	185	17
短期社債	25,500	17,700
社債	163,417	188,278
その他負債	※2 894,087	※2 619,201
賞与引当金	3,051	8,842
役員賞与引当金	42	126
退職給付引当金	7,048	7,718
役員退職慰労引当金	241	244
利息返還損失引当金	54,366	70,088
固定資産処分損失引当金	66	7,212
訴訟損失引当金	—	5,873
特別法上の引当金	3	3
繰延税金負債	540	1,547
支払承諾	※2 609,780	※2 623,786
負債の部合計	10,307,562	10,741,812
<b>純資産の部</b>		
資本金	476,296	476,296
資本剰余金	43,554	43,554
利益剰余金	26,315	12,438
自己株式	△72,558	△72,558
株主資本合計	473,607	459,730
その他有価証券評価差額金	869	1,398
繰延ヘッジ損益	△6,420	△3,327
為替換算調整勘定	△2,960	△741
評価・換算差額等合計	△8,512	△2,669
新株予約権	1,598	1,672
少数株主持分	172,830	176,221
純資産の部合計	639,524	634,954
負債及び純資産の部合計	10,947,087	11,376,767

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
経常収益	155,644	123,113
資金運用収益	79,344	58,365
(うち貸出金利息)	68,382	50,063
(うち有価証券利息配当金)	8,856	6,696
役務取引等収益	12,475	12,389
特定取引収益	4,304	8,036
その他業務収益	※1 56,134	※1 40,796
その他経常収益	※2 3,385	※2 3,524
経常費用	159,784	106,966
資金調達費用	21,874	13,763
(うち預金利息)	13,998	9,719
(うち借入金利息)	3,281	1,807
(うち社債利息)	2,059	1,103
役務取引等費用	7,528	6,339
特定取引費用	4,702	4,221
その他業務費用	※3 35,280	※3 26,792
営業経費	※4 50,584	※4 40,524
その他経常費用	※5 39,813	※5 15,324
経常利益又は経常損失(△)	△4,140	16,147
特別利益	※6 12,608	※6 4,013
特別損失	1,067	※7 4,017
税金等調整前四半期純利益	7,400	16,142
法人税、住民税及び事業税	382	263
法人税等調整額	△858	△509
法人税等合計	△475	△245
少数株主損益調整前四半期純利益		16,388
少数株主利益	2,703	2,511
四半期純利益	5,172	13,877

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	7,400	16,142
減価償却費（リース賃貸資産を除く）	3,710	3,270
のれん償却額	3,387	2,189
無形資産償却額	2,000	1,233
持分法による投資損益（△は益）	5,132	△227
貸倒引当金の増減（△）	10,061	1,085
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△35,891	△15,722
資金運用収益	△79,344	△58,365
資金調達費用	21,874	13,763
有価証券関係損益（△）	—	△1,701
為替差損益（△は益）	413	15,782
社債等消却益	△9,448	△1,260
特定取引資産の純増（△）減	88,529	5,325
特定取引負債の純増減（△）	△90,477	2,410
貸出金の純増（△）減	514,467	386,892
預金の純増減（△）	586,343	△378,128
譲渡性預金の純増減（△）	135,754	△806
債券の純増減（△）	△53,988	△25,824
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△132,955	48,273
社債（劣後特約付社債を除く）の純増減（△）	7,007	△11,001
預け金（無利息預け金を除く）の純増（△）減	△11,935	69,129
コールローン等の純増（△）減	△19,690	5,200
買入金銭債権の純増（△）減	△3,050	16,341
債券貸借取引支払保証金の純増（△）減	△235,112	△2,350
コールマネー等の純増減（△）	△118,842	△138,454
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	29,326	△148,628
短期社債（負債）の純増減（△）	12,000	7,800
信託勘定借の純増減（△）	△4,921	△5,350
資金運用による収入	79,238	55,061
資金調達による支出	△15,794	△12,982
売買目的有価証券の純増（△）減	9,196	225
運用目的の金銭の信託の純増（△）減	6,963	7,148
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	8,274	4,840
その他	△51,629	△56,725
小計	668,000	△195,409
法人税等の支払額	△2,573	△521
営業活動によるキャッシュ・フロー	665,426	△195,931

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,578,995	△324,839
有価証券の売却による収入	285,227	696,337
有価証券の償還による収入	322,701	60,849
金銭の信託の設定による支出	△7,543	△5,685
金銭の信託の解約及び配当による収入	9,413	9,636
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	△1,337	△1,973
有形固定資産（リース賃貸資産を除く）の売却による収入	17	—
無形固定資産（リース賃貸資産を除く）の取得による支出	—	△2,022
その他	△3,092	△145
投資活動によるキャッシュ・フロー	△973,609	432,156
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の償還による支出	△13,392	△2,797
少数株主からの払込みによる収入	—	4
少数株主への払戻による支出	—	△276
少数株主への配当金の支払額	△348	△43
その他	△122	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,863	△3,113
現金及び現金同等物に係る換算差額	21	△17
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△322,024	233,093
現金及び現金同等物の期首残高	483,259	334,238
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 161,234	※1 567,331

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 あかぎ合同会社は設立により、当第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。 また、Specialized Loan Servicing, Incは清算により、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 125社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、税金等調整前四半期純利益は3,634百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は5,192百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」及び「実質破綻先」に係る債権等並びに「破綻懸念先」及び「要管理先」等で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金については、平成22年3月期の予想損失率を適用して計上しております。
3. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断については、一時差異の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないと認められるため、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を利用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
税金費用の計算	税金費用は、当第1四半期連結会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

従来、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「有価証券関係損益(△)」(前第1四半期連結累計期間△9,990百万円)については、当第1四半期連結累計期間から区分掲記しております。

従来、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「無形固定資産(リース賃貸資産を除く)の取得による支出」(同△3,029百万円)については、当第1四半期連結累計期間から区分掲記しております。また、従来区分掲記していた「有形固定資産(リース賃貸資産を除く)の売却による収入」(当第1四半期連結累計期間1百万円)については、重要性が乏しいため、当第1四半期連結累計期間から「その他」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																																																																						
<p>※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">20,486百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">334,476百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">2,988百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">61,007百万円</td> </tr> </table> <p>また、「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">922百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">3,696百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">810百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">3,166百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">871百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,330,182百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">168,114百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td style="text-align: right;">51,069百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">364百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,910百万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">預金</td> <td style="text-align: right;">610百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">160,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">399,850百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">796,961百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">917百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券231,536百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は274百万円、保証金は16,493百万円、デリバティブ取引の差入担保金は10,367百万円であります。</p> <p>※3. その他資産には、割賦売掛金344,877百万円が含まれております。</p> <p>※4. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">69,110百万円</td> </tr> </table>	破綻先債権額	20,486百万円	延滞債権額	334,476百万円	3カ月以上延滞債権額	2,988百万円	貸出条件緩和債権額	61,007百万円	破綻先債権額	922百万円	延滞債権額	3,696百万円	3カ月以上延滞債権額	810百万円	貸出条件緩和債権額	3,166百万円	現金預け金	871百万円	有価証券	1,330,182百万円	貸出金	168,114百万円	リース債権及びリース投資資産	51,069百万円	その他資産	364百万円	有形固定資産	1,910百万円	預金	610百万円	コールマネー及び売渡手形	160,000百万円	債券貸借取引受入担保金	399,850百万円	借入金	796,961百万円	その他負債	18百万円	支払承諾	917百万円		69,110百万円	<p>※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">21,526百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">346,705百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">2,739百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">61,369百万円</td> </tr> </table> <p>また、「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">1,043百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">4,154百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">919百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">3,464百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">876百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,499,840百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">293,388百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td style="text-align: right;">55,515百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">436百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,887百万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">預金</td> <td style="text-align: right;">790百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">310,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">8,430百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">548,479百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">708,999百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">920百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券231,818百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は227百万円、保証金は19,397百万円、デリバティブ取引の差入担保金は13,776百万円であります。</p> <p>※3. その他資産には、割賦売掛金347,845百万円が含まれております。</p> <p>※4. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">68,139百万円</td> </tr> </table>	破綻先債権額	21,526百万円	延滞債権額	346,705百万円	3カ月以上延滞債権額	2,739百万円	貸出条件緩和債権額	61,369百万円	破綻先債権額	1,043百万円	延滞債権額	4,154百万円	3カ月以上延滞債権額	919百万円	貸出条件緩和債権額	3,464百万円	現金預け金	876百万円	有価証券	1,499,840百万円	貸出金	293,388百万円	リース債権及びリース投資資産	55,515百万円	その他資産	436百万円	有形固定資産	1,887百万円	預金	790百万円	コールマネー及び売渡手形	310,000百万円	売現先勘定	8,430百万円	債券貸借取引受入担保金	548,479百万円	借入金	708,999百万円	その他負債	24百万円	支払承諾	920百万円		68,139百万円
破綻先債権額	20,486百万円																																																																																						
延滞債権額	334,476百万円																																																																																						
3カ月以上延滞債権額	2,988百万円																																																																																						
貸出条件緩和債権額	61,007百万円																																																																																						
破綻先債権額	922百万円																																																																																						
延滞債権額	3,696百万円																																																																																						
3カ月以上延滞債権額	810百万円																																																																																						
貸出条件緩和債権額	3,166百万円																																																																																						
現金預け金	871百万円																																																																																						
有価証券	1,330,182百万円																																																																																						
貸出金	168,114百万円																																																																																						
リース債権及びリース投資資産	51,069百万円																																																																																						
その他資産	364百万円																																																																																						
有形固定資産	1,910百万円																																																																																						
預金	610百万円																																																																																						
コールマネー及び売渡手形	160,000百万円																																																																																						
債券貸借取引受入担保金	399,850百万円																																																																																						
借入金	796,961百万円																																																																																						
その他負債	18百万円																																																																																						
支払承諾	917百万円																																																																																						
	69,110百万円																																																																																						
破綻先債権額	21,526百万円																																																																																						
延滞債権額	346,705百万円																																																																																						
3カ月以上延滞債権額	2,739百万円																																																																																						
貸出条件緩和債権額	61,369百万円																																																																																						
破綻先債権額	1,043百万円																																																																																						
延滞債権額	4,154百万円																																																																																						
3カ月以上延滞債権額	919百万円																																																																																						
貸出条件緩和債権額	3,464百万円																																																																																						
現金預け金	876百万円																																																																																						
有価証券	1,499,840百万円																																																																																						
貸出金	293,388百万円																																																																																						
リース債権及びリース投資資産	55,515百万円																																																																																						
その他資産	436百万円																																																																																						
有形固定資産	1,887百万円																																																																																						
預金	790百万円																																																																																						
コールマネー及び売渡手形	310,000百万円																																																																																						
売現先勘定	8,430百万円																																																																																						
債券貸借取引受入担保金	548,479百万円																																																																																						
借入金	708,999百万円																																																																																						
その他負債	24百万円																																																																																						
支払承諾	920百万円																																																																																						
	68,139百万円																																																																																						

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)												
<p>※5. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。</p> <p>相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table data-bbox="231 279 788 399"> <tr> <td>のれん</td> <td>61,945百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>6,258百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>55,687百万円</td> </tr> </table>	のれん	61,945百万円	負ののれん	6,258百万円	差引額	55,687百万円	<p>※5. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。</p> <p>相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table data-bbox="885 279 1442 399"> <tr> <td>のれん</td> <td>64,193百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>6,349百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>57,844百万円</td> </tr> </table>	のれん	64,193百万円	負ののれん	6,349百万円	差引額	57,844百万円
のれん	61,945百万円												
負ののれん	6,258百万円												
差引額	55,687百万円												
のれん	64,193百万円												
負ののれん	6,349百万円												
差引額	57,844百万円												
<p>※6. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産24,015百万円が含まれております。</p>	<p>※6. 無形固定資産には、連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産25,249百万円が含まれております。</p>												

## (四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
<p>※1. その他業務収益には、リース収入28,095百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益1,418百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価23,923百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、のれん償却額3,387百万円並びに株式会社アプラス、昭和リース株式会社、シンキ株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額2,000百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額24,592百万円及び金銭の信託運用損1,294百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別利益には、社債消却益9,448百万円を含んでおります。</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>※1. その他業務収益には、リース収入26,214百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益591百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価22,820百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 営業経費には、のれん償却額2,189百万円並びに昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額1,233百万円を含んでおります。</p> <p>※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額10,741百万円及び金銭の信託運用損11百万円を含んでおります。</p> <p>※6. 特別利益には、償却債権取立益2,517百万円及び社債等消却益1,260百万円を含んでおります。</p> <p>※7. 特別損失には、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)の適用に伴い、期首時点で発生する影響額3,554百万円を含んでおります。</p>

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)												
<p>※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年6月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">294,984 百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">△133,750 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">161,234 百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	294,984 百万円	有利息預け金	△133,750 百万円	現金及び現金同等物	161,234 百万円	<p>※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成22年6月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">655,481 百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">△88,149 百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">567,331 百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	655,481 百万円	有利息預け金	△88,149 百万円	現金及び現金同等物	567,331 百万円
現金預け金勘定	294,984 百万円												
有利息預け金	△133,750 百万円												
現金及び現金同等物	161,234 百万円												
現金預け金勘定	655,481 百万円												
有利息預け金	△88,149 百万円												
現金及び現金同等物	567,331 百万円												

(株主資本等関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当第1四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	2,060,346
合計	2,060,346
自己株式	
普通株式	96,427
合計	96,427

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

該当ありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

## 【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

### 1. 報告セグメントの概要

当行の報告セグメントは、当行の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、経営会議が、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行は、法人・商品部門と個人部門を通じ、国内の個人や法人のお客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。したがって、法人・商品部門と個人部門は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、法人・商品部門は「法人営業本部」、「不動産ファイナンス本部」、「プリンシパルトランザクションズ本部」、「為替、金利、与信、株式業務」、「ALM業務」、「昭和リース」を報告セグメントに、個人部門は「リテールバンキング本部」、「新生フィナンシャル」、「アプラスフィナンシャル」を報告セグメントとしております。

法人・商品部門の「法人営業本部」は事業法人、金融法人および公共法人向けの金融商品・サービスを、「不動産ファイナンス本部」はノンリコースローン等の不動産金融業務および建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービスを、「プリンシパルトランザクションズ本部」は国際投資、クレジットトレーディング、不動産投資、スペシャルティファイナンス(レバレッジドファイナンス、アキュイジションファイナンス等)に関連する金融商品・サービスを提供しております。キャピタルマーケット部は、新生証券を含む、外国為替、デリバティブ、株式関連、証券化、アセットバック投資、その他のキャピタルマーケット業務を行う「為替、金利、与信、株式業務」と「ALM業務」に区分しております。「昭和リース」はリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。また、「その他法人・商品部門」にはオルタナティブ投資や信託業務、ウェルスマネジメント業務、アドバイザー業務等の損益が含まれております。

個人部門の「リテールバンキング本部」は個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」は消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」は個別信用購入あっせん、クレジットカード、信用保証、融資および集金代行サービスを提供しております。また、「その他個人部門」には、コンシューマーファイナンス本部およびその他子会社・関連会社の損益が含まれております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	法人・商品部門						その他 法人・商品 部門
	法人営業 本部	不動産ファイ ナンス 本部	プリンシパ ルトランザ クションズ 本部	キャピタルマーケット部		昭和リース	
				為替、金 利、与信、 株式業務	A L M業務		
業務粗利益	2,702	4,909	4,694	4,676	1,118	3,779	947
経費	1,800	860	1,615	2,494	203	2,001	1,088
与信関連費用 (△は益)	△2,171	4,931	548	△1,843	—	521	101
セグメント利益 (△は損失)	3,073	△882	2,531	4,026	914	1,257	△243

	個人部門				経営勘定/ その他	合計
	リテールバ ンキング 本部	コンシューマーファイナンス本部				
		新生フィナ ンシャル	アプラスフ ィナンシャル	その他 個人部門		
業務粗利益	11,001	20,177	14,127	348	2,012	70,497
経費	8,040	10,171	8,921	82	△790	36,489
与信関連費用 (△は益)	796	6,666	3,962	170	125	13,809
セグメント利益 (△は損失)	2,164	3,339	1,243	95	2,677	20,198

(注) 1. 一般事業会社の売上に代えて、経営管理上の業務粗利益を記載しております。経営管理上の業務粗利益は、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支、その他業務収支、金銭の信託運用損益、株式関連損益等の合計であり、収支とは、収益と費用の差額であります。これらの収支および損益は、当行本来の業務による収益と費用を表したものであります。

報告セグメント間の資金収支については内部の仕切レートを基準に算出しております。また、間接部門の経費は、予め決められた経費配賦ルールに基づき、期初に設定した予算に応じて各報告セグメントに賦課しております。

2. 経費は、営業経費から、のれん償却額、無形資産償却額および臨時的な費用を控除したものであります。なお、臨時的な費用には、退職給付費用の数理計算上の差異の償却およびその他臨時費用が含まれております。
3. 与信関連費用は、貸倒引当金繰入額、貸倒引当金戻入益、貸出金償却、債権処分損によって構成されております。
4. 「経営勘定/その他」には、資本性の資金調達に関する損益を含む全社損益、予算配賦した経費の予実差異の金額、セグメント間取引消去額等が含まれております。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
セグメント利益計	20,198
のれん償却額	△2,189
無形資産償却額	△1,233
臨時的な費用	△611
社債等消却益	△1,260
その他	1,243
四半期連結損益計算書の経常利益	16,147

## (金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日現在)

(単位:百万円)

科目	四半期連結貸借対照表 計上額	時価	差額 (△は損)
(1) 買入金銭債権(*1)	227,801	228,120	319
(2) 特定取引資産	27,036	27,036	—
(3) 金銭の信託	281,950	282,004	53
(4) 有価証券(*2)	2,709,107	2,718,462	9,355
(5) 貸出金(*3)	4,772,520		
貸倒引当金	△142,036		
	4,630,484	4,814,530	184,046
(6) 預金	5,812,349	5,897,451	△85,102
(7) 譲渡性預金	284,103	284,202	△98
(8) 債券	457,889	460,958	△3,069
(9) 借入金	1,234,327	1,225,418	8,909
(10) 社債	163,417	140,825	22,592
(11) デリバティブ取引(*4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,300	1,300	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△17,925	△17,925	—
デリバティブ取引計	△16,625	△16,625	—

(\*1) 買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、四半期連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) 非上場株式及び一部の組合出資金等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

(\*3) 貸出金のうち、連結子会社が保有する消費者金融債権(719,378百万円)について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、54,366百万円の利息返還損失引当金を計上しております。

(\*4) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## (1) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

## (2) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

## (3) 金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容により、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、満期保有目的の金銭の信託およびその他の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

#### (4) 有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は取引所の価格、取引金融機関から提示された価格、割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、満期保有目的の債券で時価のあるものおよびその他有価証券で時価のあるものに関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (5) 貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは四半期連結会計期間末のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等(担保考慮後)の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンは、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結会計期間末における連結貸借対照表価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

#### (6) 預金、及び(7) 譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、四半期連結会計期間末に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間(6ヶ月以内)のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金の時価は、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

#### (8) 債券、及び(10) 社債

公募による社債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券の時価については、見積りキャッシュ・フローを直近3ヶ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債(財形、リッチョー)については、直近月発行の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

#### (9) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フロー(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を、変動金利によるものは四半期連結会計期間末のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、各社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

#### (11) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末

四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成22年6月30日現在)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	313,286	318,972	5,686
社債	69,465	70,728	1,263
その他	52,246	54,652	2,405
合計	434,998	444,353	9,355

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成22年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(△は損) (百万円)
株式	17,964	14,178	△3,786
債券	1,996,330	1,999,148	2,817
国債	1,670,106	1,676,534	6,427
地方債	1,723	1,800	76
社債	324,500	320,814	△3,686
その他	288,281	296,512	8,231
合計	2,302,576	2,309,839	7,263

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当第1四半期連結累計期間におけるこの減損処理額は254百万円(うち、株式199百万円、債券54百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

要注意先

正常先

時価が取得原価に比べて下落

時価が取得原価に比べて30%以上下落

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

当第1四半期連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成22年6月30日現在)  
該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成22年6月30日現在)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
その他の金銭の信託	88,888	88,888	—

## (デリバティブ取引関係)

## 当第1四半期連結会計期間末

## (1) 金利関連取引 (平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	21,588	△49	△49
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	7,487,950	41,553	41,553
	金利スワップション	2,341,288	△39,247	△28,813
	金利オプション	227,009	△273	△660
	その他	—	—	—
	合計	—	1,982	12,029

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当第1四半期連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ1,355百万円及び3,202百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスク減価前の数値であります。

## (2) 通貨関連取引 (平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	624,306	△4,831	△4,831
	為替予約	2,854,671	△6,756	△6,756
	通貨オプション	13,349,960	△2,547	34,694
	その他	—	—	—
	合計	—	△14,135	23,107

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## (3) 株式関連取引（平成22年6月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	株式指数先物	8,342	△200	△200
	株式指数オプション	271,594	1,966	1,961
	個別株オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	368,193	2,419	△673
	有価証券店頭指数等スワップ	1,000	27	27
	その他	185,006	12,629	12,667
	合計	—	16,842	13,783

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (4) 債券関連取引（平成22年6月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	債券先物	2,819	△13	△13
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△13	△13

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (5) 商品関連取引（平成22年6月30日現在）

該当事項はありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成22年6月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	1,843,372	1,183	1,183
	その他	—	—	—
	合計	—	1,183	1,183

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. スtock・オプションにかかる当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載しておりません。
2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容  
該当ありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	236.82	232.72

2. 1株当たり四半期純利益金額等

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	2.63	7.06

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	5,172	13,877
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益	百万円	5,172	13,877
普通株式の期中平均株式数	千株	1,963,919	1,963,919

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年7月1日付で株式会社あおぞら銀行と合併の方法、合併比率等、合併の基本的枠組みを定める統合契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月6日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。